

重大違反防火対象物の違反公表制度について

はじめに

三田市火災予防条例に基づいて、平成31年4月1日から違反公表制度を開始しました。飲食店やホテル、福祉施設など不特定多数の方が利用する建物において、多くの死傷者を伴う火災が発生しています。

この違反公表制度によって、市民のみなさん自らがその危険性に関する情報を入手し、利用する建物が安全かどうかを判断していただけます。

公表対象について

劇場、遊技場、飲食店、百貨店、ホテルなど不特定多数の者が利用する建物と、病院、福祉施設など1人で避難することが難しい方が利用する建物（特定用途防火対象物）が対象です。

公表対象となる違反について

建物に設置義務のある消防用設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または、自動火災報知設備が設置されていない建物は重大な消防法令違反として公表します。

公表方法について

三田市ホームページに以下の内容を掲示します。

- ・違反している建物の名称と所在地
- ・違反指摘事項
- ・根拠法令等の条項
- ・違反の位置等
- ・公表日

違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。

